

第 2 3 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「障害」を「障がい」に改める。

第 5 条第 2 号中「第 4 条」を「前条第 2 項」に改める。

別表足立区立竹の塚学童保育室の項中「竹の塚二丁目 2 5 番 1 7 号」
を「竹の塚二丁目 2 5 番 2 1 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 1 年 8 月 3 日から施行する。

（提案理由）

学童保育室の位置を変更するとともに、規定を整備する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。